

・令和元年10月1日からの美作市の総合事業における基本単位及び新設される加算等の主な内容について

(1) 介護予防訪問サービス

区分	変更前	変更後
訪問型サービスⅠ	1, 168単位/月	1, 172単位/月
訪問型サービスⅡ	2, 335単位/月	2, 342単位/月
訪問型サービスⅢ	3, 704単位/月	3, 715単位/月
生活機能向上連携加算 (一部新設)	100単位/月	(Ⅰ) 100単位/月 (Ⅱ) 200単位/月 (新設)
介護職員等特定処遇改善 加算 (新設)		(Ⅰ) +所定単位数×63/1000 (Ⅱ) +所定単位数×42/1000

※生活機能向上連携加算については、現行の「訪問介護」における当該加算の取扱いと同様です。

(2) 介護予防通所サービス

区分	変更前	変更後
通所型サービス費1	1, 647単位/月	1, 655単位/月
通所型サービス費2	3, 377単位/月	3, 393単位/月
生活機能向上連携加算 (新設)		200単位/月 ※運動機能向上連携加算を算定している場合には100単位/月
栄養スクリーニング加算 (新設)		5単位/月 ※6月に1回を限度とする
介護職員等特定処遇改善 加算 (新設)		(Ⅰ) +所定単位数×12/1000 (Ⅱ) +所定単位数×10/1000

※生活機能向上連携加算、栄養スクリーニング加算については、現行の「通所介護」における当該加算の取扱いと同様です。

(3) 共通事項

※介護職員等特定処遇改善加算の算定要件については、別添の国の通知（「地域支援事業の実施について」最終改正：平成31年4月26日（該当箇所抜粋）のほか、国の通知（「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」平成31年4月12日）等をご覧ください。